屋外イベント会場等火災対策報告書

平成２５年１０月

屋外イベント会場等火災対策検討部会

目次

1　検討部会の目的、検討体制、開催状況 1
⑴　検討部会の目的 1
⑵　検討体制 1
⑶　検討部会の開催状況 1
2　福知山花火大会火災の概要 1
⑴　火災の概要 1
⑵　火災に対する消防庁等の対応状況 2
⑶　検討の前提とすべき事項 3
3　屋外イベント会場等における火災対策の現状 4
⑴　関連する消防関係法令等 4
⑵　屋外イベント会場等における火災予防の実施状況 5
4　今後の火災対策のあり方 6
⑴　福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の火災予防上の課題6
⑵　課題を踏まえた必要な火災対策 8
5　今後の火災対策の進め方 10
⑴　法令に基づく規制体系の整備 10
⑵　当面の対応 10

参考資料関係

・　参考資料１　多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について
（平成 25 年 8 月 19 日消防予第 321 号・消防危第 255 号）
・　参考資料２　ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会の結果概要（平成 25 年 9 月 13 日危険物保安技術協会）
・　参考資料３　露店の開設に関する届出の規定状況
（東京消防庁・政令指定都市の火災予防条例）
・　参考資料４　雑踏警備の概要

1　検討部会の目的、検討体制、開催状況

⑴　検討部会の目的

平成 25 年 8 月 15 日（木）京都府福知山市において死者 3 名、負傷者 56 名が発生した福知山花火大会火災の教訓を踏まえ、花火大会、祭りその他の屋外イベント（以下「屋外イベント」という。）会場等における火災予防対策のあり方について検討を行うことを目的とする。

⑵　検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、次に掲げる有識者により「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を開催した。

屋外イベント会場等火災対策検討部会（敬称略。五十音順）

役　職	氏　名	所　属
委　員	荒井　伸幸	東京消防庁　予防部長
委　員	榎　一郎	千葉市消防局　予防部長
部会長	小林　恭一	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科　教授
委　員	田中　淳一	東京街商協同組合　代表理事
委　員	鶴田　俊	秋田県立大学　システム科学技術学部　教授
委　員	林　幸司	日本消防検定協会　消火・消防設備部長
委　員	原　正彦	一般社団法人　日本イベント産業振興協会 常務理事
委　員	山田　常圭	消防庁消防研究センター技術研究部長

⑶　検討部会の開催状況

第 1 回　平成 25 年　9 月 19 日
第 2 回　平成 25 年　10 月 2 日

2　福知山花火大会火災の概要

⑴　火災の概要

平成 25 年 8 月 15 日（木）京都府福知山市において、死者 3 名、負傷者 56 名の被害を伴う火災が発生した。この火災の概要は以下のとおり。

ア　発生場所

京都府福知山市　由良川左岸（音無瀬橋下流約６０ｍ）

イ　発生日時

出火時刻　平成 25 年 8 月 15 日（木）19 時 28 分頃
覚知時刻　19 時 29 分（警備中の消防隊及び見物人からの同時通報）

鎮火時刻　19 時 40 分

ウ　焼損状況等

焼損程度：調査中

人的被害：死者 3 人、負傷者 56 人（うち重傷 16 人）

出火原因：調査中

エ　消防機関等の警備・活動の状況

①　消防署及び市役所での体制

通常の警備体制に増強を図り、集団救急事案に備え大型バス２台を市役所に待機。

②　現地での警備体制

警備本部を設置し、消防隊、救急隊、救急救命士及び消防団員を配置。

③　活動状況

現場警戒で待機していた福知山市消防団が消防団車両に積載の可搬ポンプ及び河川の水を利用し消火活動を実施。

搬送は、救急車６台、指揮隊車１台、市役所大型バス１台、警察車両１台で実施。

⑵　火災に対する消防庁等の対応状況

消防庁では、8 月 15 日（木）21 時 45 分に京都府から火災状況の報告を受け、危険物保安室長を長とする災害対策室を設置し、情報収集に当たっ

た。

当該火災において負傷者が多数発生した状況が明らかになったことから、翌 16 日（金）10 時 00 分、消防法第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認めた場合）」を実施することとし、消防庁職員 2 名及び消防研究センター職員 4 名を現地に派遣して火災原因調査を実施した。

また、8 月 19 日（月）には、類似の火災の発生を防止するため、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（消防予第 321 号・消防危第 155 号、消防庁予防課長・危険物保安室長通知。以下、「通知」という。）（参考資料１）を発出し、全国の消防機関に対して、多数の観客等が参加する行事の開催を把握した場合、事前に関係者に対して火災予防上の指導を実施するとともに、積極的に現地におもむき、露店業者等に対し、主として下記の火災予防上の指導を図るよう要請した。

・ガソリンの火災危険性に関する周知
・金属製容器の保管時の注意事項
・ガソリンを注油する際の注意事項
・火気器具等を使用する屋台等への指導に係る留意事項

さらに、国民に対してガソリン等の火災危険性を示した上で、ガソリン等の貯蔵・取扱い時の留意事項について消防庁ホームページに掲載し、事故防止対策について呼びかけた。

なお、福知山花火大会火災を受け、ガソリン携行缶の試験確認業務を実施している危険物保安技術協会は、同様の事故を防止するため、ガソリン携行缶に表示することが望ましい、携行缶でガソリンを扱う際に使用者が注意しなければならない事項及びその表示方法についてとりまとめたところであり（参考資料２）消防庁と連携して注意事項を表示する取り組みを推進していくこととした。

⑶　検討の前提とすべき事項

福知山花火大会火災の出火原因等については、前述のように調査中であるが、本検討部会においては、同様の火災を繰り返さないために早急に対策を講じることが必要であるとの認識の下、既に報道されている多数の目撃証言に基づき、一定の前提を置いて検討を進めることとした。

具体的には、以下の事項が今回の火災の被害拡大に何らかの影響があっ

たと想定し、屋外イベント会場等における火災対策の検討の前提とした。

・ 多数の観客に近接した場所に、自家発電機等の火気器具及びガソリン携行缶等の危険物があったこと。
・ 圧力を減じる操作をせずにガソリン携行缶の蓋を開けたことにより、ガソリンが周囲に飛散する状態となったこと。
・ 屋台のガスコンロ等の火気が引火したこと。
・ 初期消火は、現場で警戒していた消防団により行われたこと。

3　屋外イベント会場等における火災対策の現状

⑴　関連する消防関係法令等

ア　届出に関する規定

①　煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

「煙火の打上げ又は仕掛け」を行う行為者は、日時、場所、周囲の状況、消火準備等について、あらかじめ消防長（署長）に届け出ることが市町村の火災予防条例で規定されている。

②　消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある露店の開設

「消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある露店の開設」を行う行為者は、日時、場所、出店数、出店の範囲等について、あらかじめ消防長（署長）に届け出ることが一部の市町村の火災予防条例で規定されている。

なお、①の届出に係る規定は、消防庁が通知している火災予防条例（例）で規定しているが、②の届出に関しては規定していない。（参考資料３）

イ　屋外イベント会場等における火災予防に関する規定

屋外イベント会場等については、火災予防に関する体系的な規制はない。

なお、屋内に関しては、興行場等の多数の者が出入りする防火対象物について消防法に基づく防火管理者の選任、消防計画の作成、その計画に基づく防火管理上必要な業務を行うことが義務づけられている。

ウ　消防用設備等に関する規定

屋外イベント会場等において火気を取扱う個々の露店等に対する消

防用設備等の設置については明確な規定はない。

なお、屋内に関しては、興行場等の防火対象物について消防法に基づき、その用途、規模、構造、内容物等の別により、必要な消防用設備等の設置が義務づけられている。

エ　火気器具の取扱いに関する規定

露店等で用いられるガスコンロや自家発電機等の火気器具等（以下「火気器具等」という。）の取扱いの基準は、市町村の火災予防条例で規定されている。

火気器具等を設置した際の届出義務は規定されていない。

オ　ガソリン等の危険物の取扱いに関する規定

指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いについては、消防法に基づき、市町村長等の許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが義務づけられており、貯蔵及び取扱いの基準並びに製造所等の位置、構造及び設備の基準が政令等により定められている。

指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準並びに指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準は、市町村の火災予防条例で規定されている。

また、市町村の火災予防条例により、指定数量の５分の１以上（個人の住居で貯蔵等する場合にあっては指定数量の２分の１以上）指定数量未満の危険物を貯蔵等する際の届出が規定されている。

⑵　屋外イベント会場等における火災予防の実施状況

一般的に、屋外イベントは実行委員会等の主催者（以下「主催者等」という。）、主催者等から業務委託を受けイベントを取り仕切るイベント事業者（以下「イベント受託業者」という。）、主催者等から業務委託を受けイベントの警備を担当する警備事業者（以下「イベント警備受託業者」という。）、個々の露店の出店を取りまとめる団体（以下「露店出店団体」という。）及び個々の露店などで実施されるが、その体制は、イベントにより異なる。

また、それぞれの担当業務は実施するものの、屋外イベント会場等全体の火災予防の体制は、必ずしも明確ではなく、火災予防については、個々の露店主に委ねている場合もある。

⑶　警備状況

大規模な屋外イベントを開催する場合、主催者等やイベント受託業者の自主的な判断でイベント警備受託業者と契約し、当該屋外イベントに係る警備計画を定め、警察機関と連携して雑踏警備を行う場合がある。

警備計画は、警備業法第２条第１項第２号に規定する雑踏の警備に係る計画を主な内容とし、会場及び会場に至るまでの動線の人員整理や誘導・案内、火災等の災害時における２次災害防止に主眼を置いたものであり、火気器具等に対する火災予防を含めて実施しているわけではない。（参考資料４）

４　今後の火災対策のあり方

⑴　福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の火災予防上の課題

ア　露店等の配置について

出火原因については調査中ではあるが、人的被害が拡大した要因の一つとして、花火を見物する観客席と火気を扱う露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接していたことがあげられる。必ずしも、火災予防の観点から店舗の配置を確認する体制がとられていないことが課題であると考えられる。

イ　主催者等による火災予防の取組について

警備計画に消防に関することも記載されていたが、花火による火災発生への備えや救急対応に主眼がおかれた計画であった。

本火災のあった露店に対する火災予防上の指導体制についても明確ではなく、一般的に個々の露店に対する火気管理については、個々の露店主に委ねている場合もあることが課題であると考えられる。

ウ　消火準備について

本火災の消火活動は、現地警備中の消防団が可搬ポンプ及び河川の水を利用して実施し、速やかに消火したが、他の屋外イベント会場等において同様の対処ができるとは限らない。

なお、法令で火気を扱う屋外イベント会場等の消火準備に関する明確な規定がなく、福知山花火大会の各露店における消火準備の状況も不明である。

火気を扱う屋外イベント会場等において、消火準備の確保が徹底され

ていないことが課題である。

エ　消防機関の事前把握について

本火災では、消防機関がイベントを事前に把握し、警戒態勢をとっていたが、火災危険性に応じて、消防機関が必要な情報を確実に把握することができ、必要に応じて指導ができるようにすることが課題である。

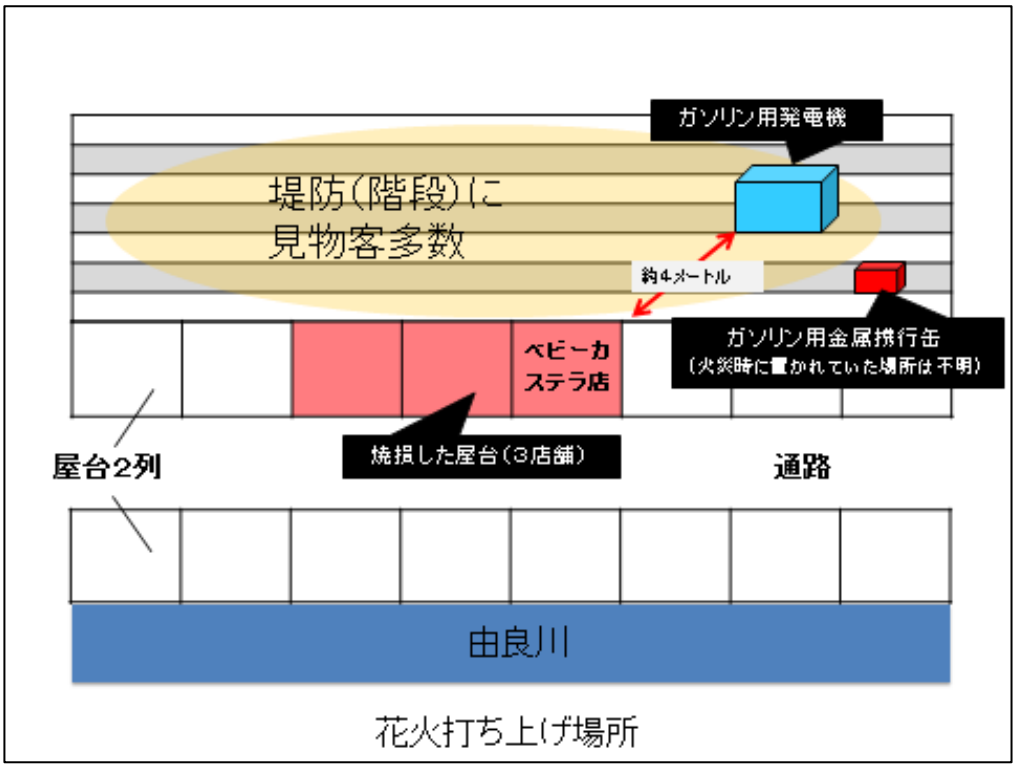

⑵　課題を踏まえた必要な火災対策

現行の消防法を中心とする火災予防体系は、建物に対する防火管理及び消防用設備等の規制が主となっているが、福知山花火大会火災で甚大な被害が生じたことを踏まえると、多数の者が集まり、火気器具等を取扱う露店等が多数出店する屋外イベント会場等は、火気器具等の周辺に人が密集することも多く、火災が発生すると延焼及び人的被害が拡大するおそれがあり、火災危険性が高いことを認識するべきである。

今回のような火災被害を繰り返さないためには、火災危険性の高い屋外イベント会場等について、次のような屋外の防火管理の仕組みの構築を中心とするソフト面での対策及びハード面での対策等を総合的に講じることが必要である。

ア　ソフト面での対策

①　「屋外イベント会場等の防火管理」について

主催者等は、イベント全体の火災予防上の安全を確保する責務を果たすため、「屋外イベント会場等の防火管理」の仕組みを構築することが必要である。

具体的には

- 防火担当者を選任すること
- 露店等における火気器具等及び危険物の使用を把握すること
- 露店、観客席、観客の動線等の配置について火災予防上の安全を確保すること
- 火災が発生した場合の初動対応を整えること
- 露店において必要な消火準備がなされていることを確認するための体制を整備すること。また、必要に応じ、自ら消火準備をすること

などが考えられる。

これらの「屋外イベント会場等の防火管理」については、消防機関が必要に応じて事前に指導することができるよう、事前に消防機関に届け出る仕組みを整備する必要がある。

また、火気器具等・ガソリン等の危険物の使用者は、適切に火気器具等・ガソリン等の危険物を取り扱うとともに、主催者等と協力して屋外イベント会場等の火災予防に努める必要がある。

なお、主催者等は、イベント全体の安全を確保するため、事前打ち合わせ等の機会を捉え、消火の準備、消火の訓練を促す等の防火

教育を実施する等、火気器具等・ガソリン等の危険物の使用者の防火意識向上を図るための措置を講じることが望ましい。

② 消防機関による指導

消防機関は、①の届出により多数の者が集まる屋外イベントを把握した場合においては、火気器具等の取扱い、消火準備、店舗の配置等その他の防火上必要な事項について指導を行うべきである。

また、必要に応じ現地におもむき、防火の体制が不十分な場合には、改善を図らせるべきである。

イ ハード面での対策

ソフト面での対策とあわせて実施することで十分な効果を得るため、火災危険性の高い屋外イベント会場等において火気器具等を取扱う露店等を出店する者には、火災時における被害拡大防止の観点から火災危険性に対応した消火準備を義務づける必要がある。

ウ その他必要な対策

① 関係行政機関等との連携

消防機関は、火災危険性の高い屋外イベントについては、その計画段階から、事前打合せに積極的に参加する等、当該イベントの開催に関係する警察、道路管理者、河川管理者等の関係行政機関及び主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者、露店出店団体等の屋外イベント関係者と情報を共有し、連携して対応するべきである。

② 注意喚起

屋外イベント会場等で使用される火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物は、取扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあることから、主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者及び消防機関は、観客に対し、これらがある場所にみだりに近づかないようにすること等の注意喚起を行うことが望ましい。

また、消防庁は、火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物は、取扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあることを改めて周知するべきである。

5　今後の火災対策の進め方

⑴　法令に基づく規制体系の整備

消防庁は、本検討部会で必要とされた火災対策については、規制の実効性を担保する措置も含めて、早急に検討を行うべきである。

その際、対象とする屋外イベント会場等の範囲（観客数が多いものや火気器具等を扱う露店の数が多いもの等）、「屋外イベント会場等の防火管理」を担う者（主催者等、火気器具等・ガソリン等の危険物の使用者）について、十分に実態を踏まえた制度となるようにすべきである。

また、規制の体系としては、現行において「火気器具等の取扱い」は消防法施行令の定める基準に基づき、また、「煙火の打上げ等の届出」に関する事項は、地方自治法に基づき、いずれも市町村の火災予防条例で規定していることを踏まえるべきである。

⑵　当面の対応

屋外イベントの主催者等や露店の関係者においては、火気器具等や危険物の適切な取扱いや配置についてあらためて確認するとともに、積極的に消防機関の指導を求め、それに従い、消火準備をした上で、火災予防上安全なイベントとなるよう、最大限努力することが期待される。

消防機関においては、本検討部会が提言した制度が構築されるまでの間、この報告書や消防庁の通知を踏まえ、火災予防上の指導を実施することが望ましい。

参考資料１

消防予第３２１号
消防危第１５５号
平成２５年８月１９日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁予防課長
消防庁危険物保安室長
（公印省略）

多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について

平成25年８月15日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました（別紙１参照）。当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

花火大会、夏祭り、秋祭り等の多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

つきましては、同様の事故を防止するため、多数の観客等が参加する行事の開催を把握した際は、事前に関係者に火災予防上の指導を実施するとともに、積極的に現地におもむき、露店業者等に対し、特に下記の事項に留意の上、火災予防上の指導を実施するようお願いいたします。

なお、消防庁ホームページでは、本火災を踏まえたガソリンの安全な取扱いに関する啓発資料（別紙２参照）をまとめましたので、関係者への指導等に御活用ください。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1　ガソリン等の貯蔵・取扱いへの指導に係る留意事項

（1）ガソリンの火災危険性に関する周知

火気を使用する屋台等においてガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、当該施設の関係者に対して、ガソリンは引火点が約－４０℃と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏えいすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があることについて改めて周知されたいこと。

（2）金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを実施すること。

その場合においても火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

（3）ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

なお、特に夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いに当たっては吹きこぼしが起こらないように注意すること。

2　火気器具を使用する屋台等への指導に係る留意事項

火災予防条例で定める事項に加え、屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

また、プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。

〈問い合わせ先〉
消防庁予防課　福井、増沢
電話：03-5253-7523
消防庁危険物保安室　三浦、鈴木、中嶋
電話：03-5253-7524

別紙１

京都府福知山市花火大会火災

消防庁災害対策室
平成２５年８月１９日
１９時３０分現在

１　発生日時等
　発生時刻：平成２５年　８月１５日１９時２８分頃
　覚知時刻：平成２５年　８月１５日１９時２９分
　鎮火時刻：平成２５年　８月１５日１９時４０分

２　発生場所
　住所：京都府福知山市　由良川左岸（音無瀬橋下流約６０ｍ）

３　死傷者
　死　　者　　３人（男性２人　女性１人）
　その他の負傷者　５６人（うち重症１６人　中等症１４人　軽症２６人）

４　火災の概要等
　露天商店舗が発電機に使用していたガソリンの火災により負傷者が多数発生したもの。
　火災原因の詳細を調査中

５　消防機関等の活動状況
　現場警戒で待機していた福知山市消防団が消火活動を実施。
　福知山市消防本部は火災による負傷者を救急車６台、指揮隊車１台、市役所大型バス１台で搬送（ほか警察車両１台も搬送を実施）。

６　消防庁の対応
　８月１５日　２１時４５分　京都府から第１報受領
　　２３時３０分　京都府から第２報受領
　　消防庁危険物保安室において危険物保安室長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
　８月１６日　１時０３分　京都府から第３報を受領
　　１０時００分　現地調査のため消防庁職員２名及び消防研究センター職員４名を派遣（消防法第３５条の３の２の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査）
　８月１７日　２１時１８分　京都府から第４報を受領
　８月１９日　１３時００分　京都府から第５報を受領
　　各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長及び危険物保安室長から

「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成２５年８月１９日付け消防予第３２１号・消防危第１５５号）を通知

通知が掲載されている消防庁ホームページURL

http://www.fdma.go.jp/bn/2013/

１９時２０分　京都府から第６報を受領

＜連絡先＞
消防庁危険物保安室
三浦　鈴木　黒木
TEL：03-5253-7524
FAX：03-5253-7534

別紙２

福知山市花火大会火災を踏まえた
イベント会場等におけるガソリンの貯蔵・取扱い時の留意事項

《ガソリンの特性》

- 引火点は－４０℃程度と低く、極めて引火しやすい。
- 揮発しやすく、その蒸気は空気より約３～４倍重いので、滞留しやすく可燃性の雰囲気が広範囲に形成されやすい。
- 電気の不良導体であるため、流動等の際に発生した静電気が蓄積しやすい。

《貯蔵・取扱い時の留意事項》

- ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用いない。例えばガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があります。また、消火器を必ず準備しましょう。
- ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所とすることが必要です。特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- 取扱いの際には、開口前の圧力調整弁の操作等、取扱説明書等に書かれた容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払いましょう。万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入りの制限等が必要です。衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。

 ガソリンの貯蔵に適した容器の例 （金属製容器であることが必要）	 ガソリンの貯蔵に適さない容器の例 （樹脂製容器は火災危険性が高い）

参考資料２

平成２５年９月１３日
危険物保安技術協会

ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会の結果概要

平成２５年９月１２日、危険物保安技術協会（以下「KHK」という。）において実施した標記検討会において、下記のことを推進することとなりましたので、検討結果概要として公表します。

記

１　ガソリン携行缶ユーザーが特に注意すべき事項等について

現在、ガソリン携行缶の試験確認を受けている製造業者及び輸入業者（全１２事業者）がガソリン携行缶本体にシールを貼付して表示している注意事項の内容及び福知山市の花火事故の状況等を考慮し、ユーザーが特に注意すべき事項は、次の注意事項（例）の内容とする。

また、注意事項（例）の内容を表示する場所は、概ねガソリン携行缶本体の注油口付近でユーザーに目立つ場所とする。

【注意事項】（例）

★ ガソリンの噴出に注意する
★ 周囲の安全を確認する
★ フタを開ける前にエンジンを停止する
★ フタを開ける前にエア抜きをする
★ 直射日光のあたる場所や高温の場所で保管はしない

※ 検討会委員の総意として、全てのガソリン携行缶本体に注意事項（例）の内容を表示すべきであると合意された。

２　KHK 等の今後の取組み

KHK の試験確認を受けている製造業者、輸入業者及び KHK 等関係機関は、消防庁と連携し、【注意事項】（例）をガソリン携行缶本体に表示する次の取組みを推進していくこととする。

(1)　今後、新たに製造等するガソリン携行缶への対応

注意事項（例）の内容等を記載したシールを製造業者及び輸入業者の責任において作成し、工場出荷前にガソリン携行缶本体に貼付する。

(2) 工場から出荷されている販売前（流通倉庫保管品及び販売店在庫品）のガソリン携行缶への対応

注意事項（例）を記載したひな形（案）シールを製造業者、輸入業者及び関係機関が作成し、顧客へ販売する前にガソリン携行缶本体に貼付する等の仕組みを消防庁と連携し構築する。

【注意事項】（例）のひな形

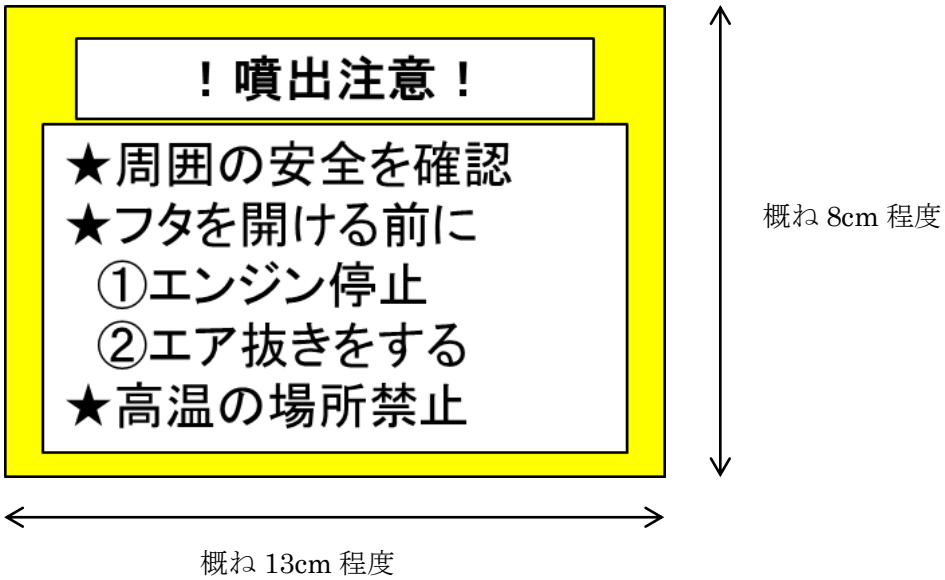

総務省消防庁からは、本検討会の提言を踏まえ、幅広く業界団体等を通じてガソリン携行缶の製造メーカー、輸入業者、販売業者等に対し、携行缶本体への注意事項の表示について要請するとともに、既にユーザーの手元にあるガソリン携行缶等についても同様の表示がなされるような取組みについて関係機関と相談して進めていきたい旨の発言がありました。

問合せ先
危険物保安技術協会業務部
担当；山本、杉山、佐藤
TEL　03-3436-2353
FAX　03-3436-2251

報道資料　　**危険物保安技術協会**

平成２５年９月９日

「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」の開催

先般、京都府福知山市の花火大会会場で死傷者を出す火災事故が発生し、その火災原因については、消防庁及び消防機関において調査中ですが、発電機にガソリンを注入するため、携行缶のエア抜きをせずに注ぎ口を開けた途端、ガソリンが霧状に噴出し火災に至ったと報道されています。

このことから、ガソリン携行缶の試験確認業務を実施している機関（ＫＨＫ）といたしましては、同様の事故を防止するため、携行缶でガソリンを扱う際に使用者が注意しなければならない事項及びその表示方法等について、標記検討会を開催し検討することといたしましたのでお知らせします。

１　日　時

平成２５年９月１２日(木)　１４時００分

２　場　所

危険物保安技術協会　大会議室

東京都港区虎ノ門４－３－１３　ヒューリック神谷町ビル

３　検討内容

(1) ガソリン携行缶本体に表示すべき事項等について

(2) その他検討すべき事項

４　取材に当たっての留意事項

(1) 取材を希望される方は９月１１日１６時までに、社名、氏名及び連絡先を下記連絡先までご連絡ください。

(2) カメラ撮影等は冒頭のみに限らせていただきます。

(3) 当日は、検討資料を配付します。

(4) その他、当日は危険物保安技術協会職員の指示に従うようお願いします。

【連絡先】
危険物保安技術協会
担当：業務課長　杉山
　　総務課長　西澤
TEL　：０３－３４３６－２３５３
FAX　：０３－３４３６－２２５１

「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」委員名簿

職名	所属・氏名
座　長	諏訪東京理科大学 教授　須川　修身
委　員	総務省消防庁　危険物保安室 課長補佐　三浦　宏
〃	消防大学校消防研究センター 技術部長　山田常圭
〃	東京消防庁予防部 危険物課長　山口　克己
〃	川崎市消防局予防部 危険物課長　高橋　俊勝
〃	京都市消防局予防部 指導課長　世木　智
〃	全国消防長会 事業部長　樋口　孝利
〃	石油連盟技術環境安全部 参与　水上　博文
〃	全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ　木元　和夫
〃	一般社団法人・日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 事務局長　大津　直也
〃	危険物保安技術協会 企画部長　川田　等
〃	危険物保安技術協会 業務部長　山本　豊

露店の開設に関する届出の規定状況（東京消防庁・政令指定都市）　　参考資料3

	消防本部名	条例規制有無	備　考
1	東京消防庁	有	消防活動上支障がある露店を開設する場合、その行為者に対し届出を義務付けている。
2	札幌市消防局	無	
3	仙台市消防局	無	
4	さいたま市消防局	無	
5	千葉市消防局	無	
6	横浜市消防局	無	
7	川崎市消防局	有	消防活動上支障がある露店を開設する場合、その行為者に対し届出を義務付けている。
8	相模原市消防局	無	
9	新潟市消防局	有	消防活動上支障がある露店を開設する場合、その行為者に対し届出を義務付けている。
10	浜松市消防局	無	
11	静岡市消防局	無	
12	名古屋市消防局	無	
13	京都市消防局	有	消防活動上支障がある露店を開設する場合、その行為者に対し届出を義務付けている。
14	大阪市消防局	有	消防活動上支障がある露店を開設する場合、その行為者に対し届出を義務付けている。
15	堺市消防局	無	
16	神戸市消防局	無	
17	岡山市消防局	無	
18	広島市消防局	無	
19	福岡市消防局	無	
20	北九州市消防局	有	消防活動上支障がある露店を開設する場合、その行為者に対し届出を義務付けている。
21	熊本市消防局	無	

雑踏警備の概要

参考資料4

雑踏警備について

※　参考文献：雑踏警備の手引き（発刊：兵庫県警察）

雑踏警備とは、祭礼、花火大会、その他の行事等の開催により、特定の場所に不特定多数の人が一時的に集まることにより、事故若しくは混乱等が発生するおそれがある場合において、部隊活動により事故、交通の規制等の諸活動を行うもの。

〇雑踏警備の対象

法令上、警備対象に明確な定めはないが、雑踏による事故の発生するおそれのない軽微なものを除き、おおむね対象は次のとおりとされている。

（種別）祭礼、花火大会、各種イベント、スポーツ競技、公営競技、その他多数の人が集まる催し物（花見等）

警察機関

警察法第2条第1項

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

〇警備計画の概念

参集者の利便を尊重しつつ、雑踏による混乱を適切に整理し、事故を未然に防止すること。

※　参考：兵庫県警では、警察本部地域部と協議を行う場合の目安として、一日当たりの人出予想が10万人以上の行事等を掲げている。

主催者側への指導・助言

自主警備計画の提出

主催者等

警備の一部を委託

警備業を行う事業所等

警備業法第2条第1項第2号

この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに　該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

2. 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

〇警備計画の概念

会場等の安全許容人数を確認の上、「迂回路」「避難場所」「警備員の配置」「広報手段等」について、雑踏事故を防止するためことを基本。

関係機関への要請

関係機関

救急医療機関、交通機関（鉄道・バス）、消防機関、海上保安庁、電力・電話会社、レッカー会社等

※　火気器具に対する火災予防を含めて実施しているわけではない。